令和7年度　介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者・有料老人ホーム 集団指導

有料老人ホーム事業者への説明事項

社会福祉課地域福祉係

高齢者向け住まい・施設の概要①

【参照】資料11-1-1、資料11-1-2

①高齢者向け住まい・施設の件数

◆有料老人ホーム　・・・　平成25年　8,499件　⇒　令和4年　**15,928件**

◆サービス付き高齢者向け住宅・・・　平成25年　3,906件　⇒　令和4年　**8,130件**

②高齢者向け住まい・施設の利用者数

◆有料老人ホーム　・・・　平成25年　349,975人　⇒　令和4年　**611,056人**

◆サービス付き高齢者向け住宅・・・　平成25年　126,803人　⇒　令和4年　**278,320人**

件数・利用者数
10年で倍増

③整備状況の変化や特徴（10年前からの比較）

・入居者の年齢層は90歳以上が最も厚くなっている。

・住宅型は要介護3以上の入居者の割合が増加。それ以外の類型は軽度者の割合が最多で推移。

・退去理由は「死亡」の割合が最も高い。その割合も10年前と比較して増加傾向にある。

・町村部においては特養に入所できない、軽度者の受け皿になっていると推測。

(参考：空知管内の状況 ※R7.10.1時点)

・有料老人ホーム　31件　・サービス付き高齢者向け住宅　31件

高齢者向け住まい・施設の概要②

【参照】資料11-1-1、資料11-1-2

④有料老人ホームの概要

・老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を行う施設。

（老人福祉法第29条に規定）

・老人を入居させ、以下4つのサービスのうち、いずれか（複数も可）を提供する施設と定義。

1　食事の提供	2　介護（入浴・排泄・食事）の提供	3　洗濯・掃除等の家事の提供	4　健康管理

老人福祉法の届出の有無に関わらず、上記のサービスを提供する施設は「有料老人ホーム」と取り扱う。

（参考：有料老人ホームの類型）

介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	健康型有料老人ホーム
• 介護等のサービスを提供。 • 介護が必要になった場合は、ホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用。	• 生活支援等のサービスを提供。 • 介護が必要になった場合は、入居者自身が地域の訪問介護等のサービスを利用しながら生活を継続。	• 食事等のサービスを提供。 • 介護が必要になった場合は、契約を解除し退去しなければならない。

令和6年度フォローアップ調査の結果について①

【参照】資料11-2-1、資料11-2-2

①未届の有料老人ホームについて

※未届の有料老人ホーム・・・老人福祉法に基づく施設名称、管理者の届出が行われていないが
実態として有料老人ホームが提供するサービスの供与が行われている施設。

厚労省が実施するフォローアップ調査では、例年「未届の有料老人ホーム」の実態を把握している。

◆調査結果（R6年度）

・依然として多数の未届の施設が確認された。

・件数は減少傾向にある。（R5年度　604件　⇒　R6年度　584件　）

（参考：道内の状況）

北海道全体・・・届出済み施設　1，153件　　未届施設　**95件**

（内訳）北海道所管分・・・届出済み施設　390件　　未届施設　**22件**
札幌市所管分・・・届出済み施設　418件　　未届施設　**70件**
函館市所管分・・・届出済み施設　68件　　未届施設　0件
旭川市所管分・・・届出済み施設　277件　　未届施設　**3件**

令和6年度フォローアップ調査の結果について②

【参照】資料11-2-1、資料11-2-2

②前払金の保全措置について

老人福祉法第29条第9項に規定。有料老人ホームの設置者は前払金の算定基礎を書面で明示し
当該前払金に対する返還債務を背負うことになる場合に備えて必要な保全措置を講じなければならない。

（参考：前払金の範囲）
例として　**家賃、入居一時金、介護一時金、協力金、管理費、入会金**　などが挙げられる。
⇒名称を問わず、家賃、施設の利用料、サービス提供の対価として収受する全ての費用（敷金を除く）

◆調査結果（R6年度）
・件数は減少傾向だが依然として保全措置を講じていない施設が存在する状況。
・H30老人福祉法改正により、H18.3.31までに設置された施設もR3.4.1以降の入居者から保全措置を講じる義務を負うので留意すること。
・既に保全措置を講じている施設については、引き続き保全措置を講じること。

〇必要な保全措置としては
・前払い方式から月払い方式への変更
・銀行保証等の利用
・「全国有料老人ホーム協会」の「入居者生活保障制度」の活用　　が挙げられる。

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について①

【参照】資料11-2-1、資料11-2-2

①防火上の安全性の確保について

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保は「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」において消化設備等、事故・災害に対応するための設備の設置を求めているところ。

入居者に対しても、**リーフレットを配布するなど、注意喚起いただきたい。**

（※リーフレット：国通知「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」の別紙）

（参考：入居者への助言・注意喚起事項）

着眼点	助言・注意喚起の内容
たばこの吸い殻の管理状況	吸い殻は灰皿に水を入れて処理。寝たばこは絶対しない。
ストーブの使用状況	燃えやすい物の近くで使わない。灯油は決められた場所・時間で給油する。
ガスコンロの使用状況	周りに物を置かない。壁から離して使う。離れる時は必ず火を消す。
コンセントや電気の使用状況	たこ足配線をしない。使わない家電のコンセントを挿したままにしない。 コードは家具の下敷きにしたり束ねたりしない。
廊下や階段の状況	灯油のポリ容器や大量の段ボール等、燃えやすいものを廊下や階段に置かない。 廊下や階段に避難の妨げになる物を置かない。
火災警報器の点検状況	住宅用火災警報器を定期的に点検すること。

有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保について②

【参照】資料11-2-1、資料11-2-2

②スプリンクラー設置の促進について

消防法施行令により、有料老人ホームは**スプリンクラー設置が義務**づけられている。
設置をしていない施設については、速やかに設置いただくこと。

設置にあたっては**「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」**の活用も可能。

（参考：地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金）

◆既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業（R7年度）

補助対象	1，000㎡未満の有料老人ホーム （有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）
補助率	10/10（国10/10負担）
補助額	・単価9，710円/㎡×施設面積（㎡） ※1，000㎡未満の場合 ・単価9，710円/㎡×施設面積（㎡）＋244万円まで※消火ポンプユニット等を設置する場合
申請方法	・定員30人以上の有料老人ホーム ⇒ 北海道に申請 ・定員29人以下の有料老人ホーム ⇒ 市町村に申請
申請時期	例年4月から5月にかけて申請書を取りまとめ。北海道補助分は振興局HPにも掲載予定。

有料老人ホームの実地検査について①

【参照】資料11-3、資料11-4

①有料老人ホームの実地検査について

老人福祉法第29条及び道の「有料老人ホーム指導検査実施要綱」に基づいて実施。

・新規開設施設⇒開設から1年以内に検査実施。

・既存の施設⇒原則5年に1回、検査実施。

②令和6年度の検査状況について

令和6年度（2024年度）有料老人ホームの実地検査実施状況

振興局名	届出済				未届け				サ高住				合計				
	施設数 A	計画数	検査数 B	実施率 B/A	施設数 A	計画数	検査数 B	実施率 B/A	施設数 A	計画数	検査数 B	実施率 B/A	施設数 A	当初計画数 C	検査数 B	計画実施率 B/C	実施率 B/A
空　知	23	6	6	26%	0	0	0	0%	24	1	1	4%	47	7	7	100%	15%
石　狩	30	6	4	13%	2	0	0	0%	20	1	3	15%	52	7	7	100%	13%
後　志	22	5	3	14%	0	0	0	0%	18	0	6	33%	40	5	9	180%	23%
胆　振	46	15	0	0%	4	2	0	0%	18	8	0	0%	68	25	0	0%	0%
日　高	3	1	0	0%	4	0	0	0%	2	0	0	0%	9	1	0	0%	0%
渡　島	11	0	1	9%	0	0	0	0%	6	2	4	67%	17	2	5	250%	29%
檜　山	2	2	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	2	2	0	0%	0%
上　川	20	4	2	10%	1	0	0	0%	5	2	2	40%	26	6	4	67%	15%
留　萌	12	5	5	42%	0	0	0	0%	2	0	0	0%	14	5	5	100%	36%
宗　谷	1	0	0	0%	0	0	0	0%	2	0	0	0%	3	0	0	0%	0%
オホーツク	46	0	1	2%	1	0	0	0%	18	0	2	11%	65	0	3	300%	5%
十　勝	35	0	0	0%	0	0	0	0%	19	2	1	5%	54	2	1	50%	2%
釧　路	61	16	15	25%	8	4	0	0%	10	4	3	30%	79	24	18	75%	23%
根　室	3	0	0	0%	0	0	0	0%	3	0	0	0%	6	0	0	0%	0%
合　計	315	60	37	12%	20	6	0	0%	147	20	22	15%	482	86	59	69%	12%

※　令和6年（2024年）4月1日時点で開設中の施設
政令市、中核市、権限移譲市町村を除く。

有料老人ホームの実地検査について②

【参照】資料11-3、資料11-4

③令和6年度の指導結果について

検査施設数		指導施設数			指導事項件数		
			文書指導施設数	口頭指導施設数		文書指導施設数	口頭指導施設数
	59	45	22	23	100	56	44
（うち管内）	（7）	（7）	（1）	（6）	（14）	（1）	（14）

※未届有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。
※指導施設数について、文書・口頭両方の指導を受けた施設が10箇所あり。

（参考：指導について）

実地検査では「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿って、運営状況が適切であるかを判断。

検査の結果、

・法令に違反し、運営に著しく適切を欠く ⇒ 「文書指導」
・それ以外の改善を要する事項 ⇒ 「口頭指導」

日頃の運営にあたっては、指導指針を参考に適切な事業の実施に努めていただきたい。

有料老人ホームの実地検査について③

【参照】資料11-3、資料11-4

④主な指導内容について（R6年度）

「職員の配置・研修」や「高齢者虐待」に係る指導が多い。

◆職員の配置について

入居者の数や提供するサービスに応じ、次の職員を配置すること。

- 管理者
- 生活相談員
- 栄養士
- 調理員

呼称に限らず、左記の役割を担う職員が配置されていること。

※介護サービスを提供する施設は上記の他
提供サービスの内容に応じ、別に職員を配置すること。

⇒ 特に栄養士が配置されていないことに対する指導が多い。

◆職員の研修について

職員に対しては採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。

- 認知症基礎研修（介護職員に対して）
- BCP
- 感染症予防
- 事故防止
- 虐待防止
- 身体拘束等の適正化

特に左記の内容については必ず実施すること。

有料老人ホームの実地検査について④

【参照】資料11-3、資料11-4

④主な指導内容について（R6年度）

◆高齢者虐待・身体拘束等の適正化について

・虐待防止の為の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員への研修の実施を行うこと。

・身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員への研修の実施を行うこと。

- 3ヶ月に1回以上開催すること。
- 委員会の責任者は虐待防止のための対策を検討する委員会と同一の者が望ましい。

※適切な手順を踏まない身体拘束は身体的虐待や心理的虐待として認定を受ける場合があるので留意

⑤管内で見られた事例（R6年度）

◆運営懇談会の設置等について

運営懇談会の開催にあたっては、職員、入居者（その家族）のほか
外部からの点検が働くよう 第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること

⇒検査の結果、第三者的立場の者の参加が検討されていない状況が散見された。

第三者的立場の者の参加は努力義務とされているところ、実施にあたっては留意いただきたい。

介護サービス情報の公表制度について①

【参照】資料11-5

（参考）介護サービス情報の公表制度の概要

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第２回）　資料７
令和７年４月　資料11－5

● 都道府県・指定都市は、介護サービス事業者から報告される、介護サービスの内容や事業者・施設の運営状況に関する情報のうち、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために必要な情報を公表することとされている。（介護保険法第115条の35）

1.介護サービス情報公表制度の仕組み

2.公表までのフロー

・介護サービス事業所は、介護サービスの提供を開始しようとするとき又は都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、この情報を報告することとされている。[介護保険施行令第三十七条の二の三]

3.情報公表される内容

基本情報

・事業所の内容、所在地等　・従業者に関するもの　・提供サービスの内容
・利用料等　・法人情報

運営情報

・利用者の権利擁護の取組　・相談、苦情等への対応　・安全衛生管理への体制
・サービス質の確保への取組　・外部機関等への連携　・事業運営、管理の体制
・その他（従業者の研修の受講状況等）

【参考】公表されている事業者数

・「介護サービス情報公表システム」を使ってインターネットで誰でも情報を入手できる。

・令和５年度末時点で**全国約22万か所**の事業所情報が公表されている。

※その他、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」（事業所の写真・動画、定員に対する空き数、特色など）も任意の公表が可能。

介護サービス情報の公表制度について②

【参照】資料11-5

◆「介護サービス情報公表システム」について

・全国の施設が容易に検索できるよう、令和３年度から有料老人ホームも公表の対象となっているところ。

・道では７月１日時点の定期報告の際に、重要事項説明書に代えて厚労省作成様式による報告を依頼。

◆「災害時情報共有システム」について

・災害時における被災状況等を迅速に把握するため公表システムに災害時情報共有機能が追加。

・災害発生時に有料老人ホーム自らが被災状況を登録し、国・道が取りまとめを行う。

・現状、有料老人ホームには同システムのID・パスワードが無いことから、後日発行する予定。

・システムに登録する基本情報は定期報告のデータを活用予定。

北海道有料老人ホーム設置運営指導指針について

【参照】資料11-6

①北海道有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

・国の標準指導指針の改正に伴い、令和６年12月に改正。

（参考：改正内容）

・高額な手数料と引き換えに入居者の紹介を求めないこと。

・入居希望者の介護度など、属性に応じた手数料設定を行わないこと。

②安全確認又は状況把握について

・指導指針　第９の１（５）に規定。

入居者の希望の有無に関わらず、毎日１回以上は入居者の安全確認が義務付けられている。

⇒電話・食事サービスの提供等で確認を行うこと。

その他留意事項

【参照】資料なし

①重要事項説明書について

・重要事項説明書様式は「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針」に規定。
・入居者への説明事項は様式に基づいて作成いただくこと。
・**サービス付き高齢者向け住宅**においては一部記載内容を省略することも可能。

②老人福祉法に係る届出について

・管理者氏名や運営方針など、厚生労働省令で定める事項を変更した際は「変更の日から1ヶ月以内」に振興局へ「変更届を提出」すること。
・届出が必要な事項か判断に困る場合は振興局に連絡を。

③事故報告について

・施設内で起きた事故については必ず記録をすること。
・事故の内容によっては振興局に報告が必要となるため留意すること（発生日から30日以内）。
（骨折、打撲、裂傷等で医療機関への入院通院を要した場合、誤薬等、無断外出　など）

※入所者等の死亡事故、職員・入所者等の不法行為、入居者への虐待等、重大事案は速やかに報告。

・報告を要するか否かの判断は振興局まで相談を。

ご静聴ありがとうございました